

平成17年度智頭町条例第 号

智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例(平成5年智頭町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前			
別表第2(第8条関係) 地区公民館使用料			別表第2(第8条関係) 地区公民館使用料			
公民館名	室名	使用料	公民館名	室名	基本使用料	追加使用料
山形第1地区公民館	大会議室(洋間)	100	山形第1地区公民館	大会議室(洋間)	1,570	310
	実習調理室					
	和室			730	160	
	小会議室(洋間)					
	図書室					
	ホール					
山形第2地区公民館	大会議室(和室)	100	山形第2地区公民館	大会議室(和室)	1,570	310
	会議室(和室)			730	160	
	談話室					
	ホール					
那岐地区公民館	会議室(和室)	100	那岐地区公民館	会議室(和室)	1,570	310
	料理講習室					
	児童室(和室)			730	160	
	図書室					
	ホール					
土師地区公民館	会議室(和室)	100	土師地区公民館	会議室(和室)	1,570	310
	料理講習室					
	小会議室(和室)			730	160	
	図書室					
	ホール					
富沢地区公民館	会議室(洋間)	100	富沢地区公民館	会議室(洋間)	1,570	310
	実習室					
	会議室(和室)			730	160	
	和室					
	図書室					
	ホール					

山郷地区 公民館	大会議室（洋間）	100	山郷地 区公民 館	会議室（洋間）	1,570	310
	実習室			実習室		
	会議室（和室）			730	160	
	会議室（洋間）					
	図書室					
	ホール					

備考		備考	
<p><u>使用料は、使用した時間1時間の額。ただし、端数時間は1時間として計算する。</u></p>		<p>備考</p> <p><u>1 基本使用料は、許可使用时间4時間までの額をいう。</u></p> <p><u>2 追加使用料は、使用時間を超えて使用した時間1時間の額。ただし、端数時間は1時間として計算する。</u></p> <p><u>3 冷暖房使用は、基本追加使用料の50%を加算した額とする。</u></p> <p><u>4 町外者の使用については、一般基本料金に30%を加算した額とする。</u></p> <p><u>5 調理実習に使用するガスは1台につき1時間当たり40円の実費料金とし、端数時間は1時間として計算する。</u></p>	

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。